

駆け付け警護15日閣議決定

南スーダンPKOに新任務

政府は南スーダン国連平和維持活動（PKO）に参加する陸上自衛隊に、安全保障関連法に基づく「駆け付け警護」と「宿営地の共同防衛」の新任務を付与する実施計画の変更を、十五日に閣議決定する方針を固

めた。政府関係者が明らかにした。二十日から順次派遣される陸自第九師団（青森市）を中心とする交代部隊が最初に新任務を担う。交代部隊は道路整備などを担当する施設部隊を中心とする三百五十人。実際の

駆け付け警護などの任務は現地の警察や他国の歩兵部隊が主に担う見通し。新任務の実施地域も陸自の宿営地がある首都ジュバ周辺に限定する。政府は、自衛隊が他国の軍人を駆け付け警護するこ

とは「想定されない」と説明している。しかし、安保法に基づく海外活動の拡大が実際に始まり、武器使用基準の緩和で自衛隊員が相手から反撃を受けるリスクは高まる。

ジュバでは七月に大統領派と反政府勢力との銃撃戦が発生し二百七十人以上が死亡。十月中旬にはジュバから約六百キロ離れた地域での戦闘で五十人以上が死亡した。

このため、稲田朋美防衛相が十月にジュバを視察したのに続き、柴山昌彦首

相補佐官も今月一日に現地を訪問。政府は治安について「地域によっては樂觀でない状況だが、ジュバ市内は比較的落ち着いている」との報告書をまとめた。

駆け付け警護は、武装集団に襲われた国連職員らを自衛隊が武器を使って緊急救助する任務。宿営地の共同防衛は、他国軍とともにPKOの活動拠点を守る任務で、武装集団が他国軍を攻撃した場合も、自衛隊が正当防衛の範囲で相手を攻撃できる。（新開浩）